

2024年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔事実1〕

Aは、2023年4月1日、美術商Bから絵画甲（以下「甲」という。）を代金120万円で購入した。売買代金は同日に全額支払われたが、甲の引渡しに関しては、Aが甲を保管する場所を確保するまではBが保管をすることとされ、とりあえず同日に占有改定による引渡しを受けた。同年4月15日、Bと長年取引をしているCは、甲が売却された噂を聞き、Bに対して甲を150万円で買い取る旨を伝えた。これまでもBの商品を継続的に購入していたCからの依頼とあって、Bは断ることができず、同日BはCに対して甲を150万円で売却する契約を締結した。この契約時に代金全額が支払われ、甲はCが自宅へ持ち帰った。

2023年5月15日、Aは甲の保管場所を確保できたことからBに対して甲の引渡しを求めたところ、甲はCに売却され、すでに引き渡されたことを知った。

〔設問1〕

Aは、Cに対して甲の引渡しを求めて訴えを提起した。Aの訴えは認められるか。

〔事実2〕

Xは、Yが所有する山林乙（以下「乙」という。）につき、Yとの間で贈与契約（以下「本件契約」という。）を締結した。ただし、本件契約は口頭でされたものであり、書面によらない贈与であった。

本件契約から1年経過した後も、Yは乙の引渡しをせず、乙の所有権移転登記手続もしようとしなない。そこで、XがYに対して履行の催促をしたところ、Yは「やっぱり気が変わったので本件契約を解除する。」とXに伝えた。

〔設問2〕

(1) Xは、Yに対してこの本件契約に基づいて乙の引渡しおよび所有権移転登記手続を請求できるか。

(2) 事実2においてYは、第三者Pからの強迫によって贈与契約の解除の意思表示をしていたとする。この場合に、Xは、乙の引渡しおよび所有権移転登記手続を請求できるか。Y自身は解除の意思表示を取り消す意思はないことを前提に検討しなさい。

2024年度入学試験 出題趣旨・解説等

【A日程：民法】

《出題趣旨・解説等》

[設問1] について

＜出題趣旨・解説＞

動産の物権変動に関する民法（以下、民法は略）178条の基本的知識を問う問題。

動産に関する所有権移転に関しては、178条により引渡しは第三者対抗要件とされている。この引渡しには、占有移転の方法について定める182条・183条・184条所定の4つの移転方法全てが含まれる。本問のように、占有改定による引渡しも引渡しに含まれるため、Aは甲について所有権を取得し第三者対抗要件も備えていることになる。従って、その後現れたCに対しては、自己の所有権を対抗し得る。Cが192条により即時取得すると即時取得の効果である原始取得の反射的效果としてAは所有権を失うが、本問では、Cは悪意である（又はCに過失がある）ので、Cによる即時取得が成立しないため、甲につき現実の引渡しを受けたCに対しても、Aは自己の所有権を主張して引渡しを請求できる。

＜採点基準＞

- ・ 動産の物権の譲渡に関する178条を挙げているか
- ・ 178条の引渡しに占有改定が含まれるか
- ・ Cに即時取得が成立しないことの検討
- ・ Cが現実の引渡しを受けていることの法的意義の検討
- ・ AがCに対して引渡しを請求できることの指摘

[設問2] について

＜出題趣旨・解説＞

書面によらない贈与の解除についての基本的な知識を問う問題と、そこから解除の意思表示が強迫によってされた場合に、贈与の相手方がこの強迫による意思表示を取り消すことが可能なかを問う問題。

(1) については、民法（以下、民法は略）550条に明文の規定があるため、これに基づいて、書面によらない贈与であり、解除の意思表示が有効であることを指摘すれば良い。(2) については、自ら根拠条文等を考えて結論を導き出すことが求められる問題である。強迫による意思表示の取消権者に関しては、120条2項により明

記されており、「本人等」の明記されている者に限り、解除の取消しをなしうる。本問では、本人Yが、第三者Pによる強迫を理由とした解除の取消しをせず、自由意思で追認をした場合は、取消権を放棄したことになる。また、受贈者Xは120条2項に含まれないから、Xから、贈与の解除の取消しはできない。なお、基本的には以上に尽きるが、その他に、Xが、Yの債権者として、Yの有する取消権を代位行使するとの構成は、Xに被保全債権がないこと等から困難と思われる。

<採点基準>

(1) について

- ・ 書面によらない贈与であることの指摘
- ・ Yの解除の意思表示が有効であることの指摘

(2) について

- ・ 強迫による意思表示を取り消すことができるか
- ・ 120条2項によるべきことの指摘